

Q & A（よくある質問と答え）

Q 1. 「世帯の主たる生計維持者」とは誰のことを指すのでしょうか？

A. 減免を受けようとする65歳以上の被保険者のかたと、住民票における同じ世帯のかたで、世帯の生計を主に維持しているかたです。

Q 2. 「世帯の主たる生計維持者」は、同居している子です。子の給与収入が2020年より3割以上減った場合、65歳以上の被保険者の父と母は減免の対象になりますか？

A. 子が住民票における同じ世帯で、他の減免の要件を満たせば対象になります。

Q 3. 「事業収入等」とは、どのような収入のことですか？株の取り引きによる収入は含まれますか？

A. 事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかです。株の取り引きによる収入は含まれません。

Q 4. 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填される金額を控除した額）が、2020年の当該事業収入等の額の3割以上というのは、どのような場合をいうのですか？

A. 例えば、世帯の主たる生計維持者のかたの収入が、事業収入と給与収入がある場合、事業収入が200万円(2020年)から140万円(2021年見込み)に減少する見込みで、給与収入が100万円(2020年)から80万円(2021年見込み)に減少する見込みの場合、事業収入は3割減少見込み、給与収入は2割減少見込みとなるので、事業収入のみが3割以上減少ということになります。

Q 5. 保険金、損害賠償金等とは何ですか？

A. 民間の保険契約などにより、新型コロナウイルス感染症の影響で被った事業収入等の補償として取得する金銭のことをいいます。

Q 6. 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の2020年の所得の合計が400万円以下というのは、どのような場合をいうのですか？

A. 例えば、収入が事業収入と不動産収入がある場合、事業収入が3割減少する見込みで不動産収入は2020年と変わらない見込みの場合、不動産収入の2020年の所得が400万円以下ということになります。

Q7. 世帯の主たる生計維持者の給与収入が、2020年より3割以上減少見込みです。2020年の給与所得金額が0円ですが、減免の対象になりますか？

A. この制度は、(減少する見込みの事業収入等の前年の所得額) / (前年の合計所得金額) で減額する保険料額を計算するため、所得が0円の場合は該当になりません。

Q8. 確定申告や住民税申告がまだ済んでいません。この場合は申請できますか？

A. 2020年(令和2年1月1日~令和2年12月31日)中の所得の申告が必要なかたで、確定申告や住民税の申告を行っていないかたは、申請前に申告を行ってください。申告されていない場合は、審査ができません。

Q9. 収入は年金のみです。新型コロナウイルス感染症の影響により生活の出費がかさんでいます。減免の対象になりますか？

A. 世帯の主たる生計維持者の事業収入等が減少した場合や、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合など、要件を満たした場合は減免の対象になりますが、それ以外は減免の対象にはなりません。

Q10. 減免が決定された場合、年金からの天引きは継続されますか？

A. 減免が決定した場合、普通徴収(納付書もしくは口座振替)に変更になる場合があります。また、年金天引きが中止となった場合、令和4年度は普通徴収が始まりますが途中で年金天引きに変わる場合があります。